

静岡県告示第79号

次のとおり解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成30年2月9日

静岡県知事 川勝平太

- 1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所
沼津市大塚字道上3の14・3の15・3の16（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
 - (3) 解除の理由
河川管理施設用地とするため
- 2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所
沼津市大塚字道上3の14・3の15・3の16（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - (3) 解除の理由
河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、東部農林事務所及び沼津市役所に備え置いて縦覧に供する。）